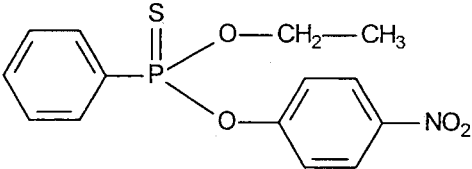


## EPN(EPN)

審議の対象	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値の設定 及び魚介類への基準設定要請に伴う基準値の設定										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	有機リン系殺虫剤 アセチルコリンエステラーゼ活性を阻害することにより効果を示すものと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	適用拡大申請;かんしょ／ハスモンヨトウ										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.0014 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0,14 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。										
我が国の状況	稲、小麦、キャベツ、ねぎ、すいか等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 韓国及びタイにおいて登録されている。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td style="text-align: center;">45.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td style="text-align: center;">73.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td style="text-align: center;">43.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td style="text-align: center;">43.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	45.1	幼小児(1~6歳)	73.9	妊婦	43.0	高齢者(65歳以上)	43.1
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	45.1										
幼小児(1~6歳)	73.9										
妊婦	43.0										
高齢者(65歳以上)	43.1										
意見聴取の状況	平成21年6月26日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.02	0.1	○			<0.005,<0.005
小麦	0.2	0.2	○			0.038(#), 0.022(#)
かんしょ	0.05		申			<0.005, 0.009(\$)
キャベツ	0.1	0.1	○			0.021, 0.017
カリフラワー	0.02	0.1	○			<0.005,<0.005/ <0.005,<0.005
ブロッコリー	0.1	0.1	○			<0.005,<0.005/ 0.031(\$),0.029
ねぎ	0.1	0.1	○			<0.008/0.018(\$)/0.008
トマト		0.1				
ピーマン		0.1				
なす		0.1				
きゅうり		0.1				
かぼちや	0.2	0.2	○			0.051(#),0.011(#)/ 0.014(#),<0.005(#)/ 0.064(#),<0.005(#)/ 0.023,0.008(#)
すいか	0.02	0.1	○			<0.004,<0.004/ <0.004,<0.004/ <0.005(#),<0.005(#)
メロン類果実	0.02	0.1	○			<0.003/<0.003/ 0.008(#), 0.012(#)
しょうが	0.1	0.1	○			<0.005,0.006/ 0.024(\$),0.008
魚介類	0.3					

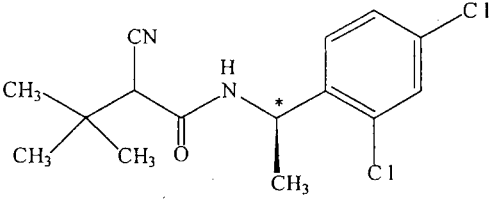
(\\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。  
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

EPN

食品名	残留基準値
	ppm
米	0.02
かんしょ	0.05
カリフラワー	0.02
すいか	0.02
メロン類果実	0.02
魚介類	0.3



## ジクロシメット (Diclocymet)

審議の対象	魚介類への基準設定要請に伴う基準値の設定										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	アミド系殺菌剤 いもち病菌の付着器のメラニン生合成系を阻害することにより、付着器からのイネ表皮細胞への侵入を阻害することで作用すると考えられている。										
適用作物/適用品害虫等	稲/いもち病										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.005 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.5 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
我が国の状況	稲に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。また、諸外国においても基準は設定されていない。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>35.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>63.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>26.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>35.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	35.8	幼小児(1~6歳)	63.5	妊婦	26.1	高齢者(65歳以上)	35.9
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	35.8										
幼小児(1~6歳)	63.5										
妊婦	26.1										
高齢者(65歳以上)	35.9										
意見聴取の状況	平成21年6月26日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.5	0.5	○			0.16,0.08/ 0.16,0.20/ 0.08(#),0.04(#)/ 0.12(#),0.05(#)/ 0.06,0.03/ 0.16,0.05/ 0.08,0.12/ 0.10(#),0.20(#)
魚介類	0.03					

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申（案）

（別紙2）

ジクロシメット

食品名	残留基準値 ppm
魚介類	0.03





フェノキサニル(Fenoxanil)

審議の対象	魚介類への基準設定要請に伴う基準値の設定										
構造式	<chem>CC1=CC=C(C=C1Cl)OCC(C)C(=O)NC(C)C</chem>										
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	フェノキシアミド骨格を有する殺菌剤 いもち病菌の付着器のメラニン生合成系を阻害することにより、付着器からのイネ表皮細胞への侵入を阻害することで作用すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	稲/いもち病										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.007 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 0.70 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
我が国の状況	稲に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 中国、韓国、コロンビアで登録されている。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>20.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>35.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>16.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>20.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量(Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	20.5	幼小児(1~6歳)	35.3	妊婦	16.1	高齢者(65歳以上)	20.5
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	20.5										
幼小児(1~6歳)	35.3										
妊婦	16.1										
高齢者(65歳以上)	20.5										
意見聴取の状況	平成21年6月26日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										



答申（案）

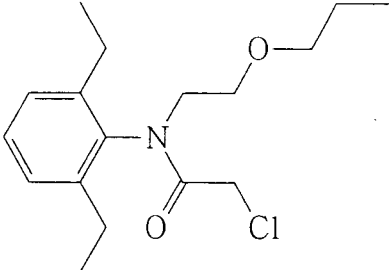
（別紙2）

フェノキサニル

食品名	残留基準値
魚介類	0.2



プレチラクロール(Pretilachlor)

審議の対象	魚介類への基準設定要請に伴う基準値の設定										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	酸アミド系除草剤 植物の脂質生合成系の中でC <sub>20</sub> 以上の超長鎖脂肪酸生合成系酵素を阻害することにより、細胞膜などの構成要素生成を阻害することで作用すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	水稲／水田一年生雑草、マツバイ、ホタルイ、ミズガヤツリ、ウリカワ等										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.018 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 1.84 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
我が国の状況	稲に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 中国、韓国、タイ、フランスで登録されている。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="603 1415 1404 1657"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>3.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	3.5	幼小児(1~6歳)	5.5	妊婦	3.2	高齢者(65歳以上)	3.5
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	3.5										
幼小児(1~6歳)	5.5										
妊婦	3.2										
高齢者(65歳以上)	3.5										
意見聴取の状況	平成21年6月26日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.03	0.1	○			<0.01(#)/ <0.01(#),<0.01(#)/ <0.005(#),<0.005(#)/ <0.002(#),<0.002(#)/ <0.01(#),<0.01(#)/ <0.005(#),<0.005(#)
魚介類	0.3					

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申 (案)

(別紙2)

プレチラクロール

食品名	残留基準値 ppm
米	0.03
魚介類	0.3





ノバルロン (Novaluron)

審議の対象	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値の設定 及びインポートトレランス制度に基づく基準設定の要請										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	ジフルベンゾイルウレア系殺虫剤 アセチルグルコサミンの生成を阻害し、脱皮を阻害することにより作用すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	適用拡大申請：ふき／ハスモンヨトウ インポートトレランス申請：とうがらし／タバコガ等										
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.011 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 1.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
我が国の状況	なす、トマト、キャベツ、ピーマン、いちご等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	綿実、ばれいしょ等に国際基準が設定されている。米国において、仁果果実、綿実等、カナダにおいてりんご、畜産物等、EUにおいてばれいしょ、トマト等、オーストラリアにおいて仁果果実、綿実等、ニュージーランドにおいて仁果果実に基準値が設定されている。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>23.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>65.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>23.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>22.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	23.2	幼小児(1~6歳)	65.5	妊婦	23.4	高齢者(65歳以上)	22.4
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	23.2										
幼小児(1~6歳)	65.5										
妊婦	23.4										
高齢者(65歳以上)	22.4										
意見聴取の状況	平成21年6月26日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	作物残留試験成績 ppm
ばれいしょ	0.05	0.05		0.01	0.05 アメリ	【<0.01 (n=14) (米国ばれいしょ)】
さといも類(やつがしらを含む)	0.05	0.05			0.05 アメリ	【米国のばれいしょ参照】
かんしょ	0.05	0.05			0.05 アメリ	【米国のばれいしょ参照】
やまいも(長いもをいう)	0.05	0.05			0.05 アメリ	【米国のばれいしょ参照】
その他のいも類	0.05	0.05			0.05 アメリ	【米国のばれいしょ参照】
てんさい	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
キャベツ	1	1	○			0.28, 0.32
その他のきく科野菜	1		申			0.32, 0.22(ふき)
トマト	2	2	○	0.02		0.16, 0.32(トマト) 0.42, 0.73(ミニトマト)
ピーマン	0.7	0.7	○			0.14, 0.24(\$)
なす	0.5	0.5	○			0.12, 0.16
その他のなす科野菜	0.7		IT		0.7 韓国	【0.245(韓国とうがらし)】
その他のうり科野菜	0.05	0.05			0.05 アメリ	【米国のばれいしょ参照】
しょうが	0.05	0.05			0.05 アメリ	【米国のばれいしょ参照】
えだまめ	0.01	0.01		0.01		
その他の野菜	0.05	0.05			0.05 アメリ	【米国のばれいしょ参照】
りんご	3	3		3		
日本なし	3	3		3		
西洋なし	3	3		3		
マルメロ	3	3		3		
びわ	3	3		3		
いちご	2	2	○			0.66, 0.83
綿実	1	1		0.5	0.60 アメリ	
その他のスパイス	0.05	0.05				
その他のハーブ	0.05	0.05				
牛の筋肉	0.7	0.7		0.7		
豚の筋肉	0.7	0.7		0.7		
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.7	0.7		0.7		
牛の脂肪	10	10		10		
豚の脂肪	10	10		10		
その他の陸棲哺乳類の脂肪	10	10		10		
牛の肝臓	0.7	0.7		0.7		
豚の肝臓	0.7	0.7		0.7		
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.7	0.7		0.7		
牛の腎臓	0.7	0.7		0.7		
豚の腎臓	0.7	0.7		0.7		
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.7	0.7		0.7		
牛の食用部分	0.7	0.7		0.7		
豚の食用部分	0.7	0.7		0.7		
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.7	0.7		0.7		
乳	0.4	0.4		0.4		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		

( \$ ) で示した作物残留試験成績は、作物残留試験成績のばらつきを考慮し、最大残留値を基準値策定の根拠とした。

## ノバルロン

食品名	残留基準値 ppm
その他のきく科野菜(注1)	1
その他のなす科野菜(注2)	0.7

(注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。



プロヒドロジャスモン (Prohydrojasmon)

審議の対象	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値の設定										
構造式	<p>(1R,2R)-PDJ (<i>trans</i>-PDJ)      (1S,2S)-PDJ (<i>trans</i>-PDJ)</p> <p>(1R,2S)-PDJ (<i>cis</i>-PDJ)      (1S,2R)-PDJ (<i>cis</i>-PDJ)</p>										
用途	農薬／植物成長調整剤										
作用機構	植物ホルモンであるジャスモン酸様物質 早生りんご等に対する着色成熟促進及びみかんの浮皮軽減等の効果が確認されている。										
適用作物／適用病害虫等	適用拡大申請: みかん／浮皮軽減										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.14 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 14.4 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
我が国の状況	りんご、ぶどうに農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	0.1	幼小児(1~6歳)	0.2	妊婦	0.0	高齢者(65歳以上)	0.1
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	0.1										
幼小児(1~6歳)	0.2										
妊婦	0.0										
高齢者(65歳以上)	0.1										
意見聴取の状況	平成21年5月22日に在京大使館への説明を実施 現在、パブリックコメント及びWTO通報手続中										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん	0.05		申			<0.002(#), <0.002(#)
りんご	0.05	0.05	○			<0.001, <0.001
ぶどう	0.05	0.05	○			<0.001(#) / <0.002(#)
その他のスパイス	0.05		申			0.008(#), 0.008(#)(みかんの果皮)

注) 基準値案は、作物残留試験結果のほか、想定される暴露量が著しく小さいことなどから、分析の効率性を鑑み設定した。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

プロヒドロジャスモン

食品名	残留基準値 ppm
みかん	0.05
その他のスパイス(注)	0.05

(注)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しよが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

